

5郡国第4169号
令和6(2024)年3月26日

あんま・マッサージ施術所
はり・きゅう施術所 各位

郡山市長 品川 萬里
(公 印 省 略)

福島県国民健康保険団体連合会への申請変更に伴う療養費支給事務の取扱いの
変更について

平素より、本市国民健康保険行政に御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、これまで『あんま・マッサージ』については、申請のおおよそ2か月後の末日支給、
『はり・きゅう』については、他医療機関の診療状況等の確認のため、申請のおおよそ3か月
後の末日支給としておりましたが、療養費支給申請書の提出先が令和6年3月9日より本市
から福島県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）へ変更されることに伴い、令和6年1月
から令和6年2月末までの本市受付分においては、『はり・きゅう』の療養費支給を『あんま・
マッサージ』の支給と同様に、申請のおおよそ2か月後の末日支給と取扱いを変更いたしま
す。

そのため、『はり・きゅう』の療養費（令和6年3月支給分）については、令和5年12月
及び令和6年1月本市受付分のものとなりますので、御了承願います。

なお、令和6年3月以降、申請されたものにつきましては、国保連での審査を経て、本市へ
申請書が到達した月の翌月末の支給といたしますので、御了承ください。

また、令和6年4月以降、国保連の審査を通過したものの、申請書の記載誤りなどに関する
申請書の返戻は国保連を通じて行うこととなるため、支給まで更に時間を要する旨、御承知お
きください。

【主な記載誤りなど】

- ・申請者氏名・住所：申請者に関する情報は、保険証記載の世帯主情報で記入願います。
- ・施術証明欄、申請欄並びに受領委任欄：署名もしくは記名・押印をお願いいたします。
- ・同意日について：同意書原本を含め申請書一式返戻した場合において、その修正再提出が
ないまま、翌月の支給申請を行い、その申請に前回の同意について確認
が必要な場合（例：月途中での同意など）、前回の同意書原本の提出がな
いため、返戻対象となります。

【連絡先】

郡山市国民健康保険課 給付係
電話：024-924-2141